

答 申

「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のもみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」部分公開決定

## 第 1 審査会の結論

平成 30 年 9 月 18 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 30 年 9 月 4 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のもみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 30 年 9 月 18 日付で部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスで、理由は、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、特定の個人を識別することができる情報のためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 9 月 27 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### **第3 実施機関の説明の要旨**

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### **1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容**

- ①2017年4月23日付けで、愛媛県〇〇課あてに送られた、「口頭意見陳述についての問い合わせ」と題するメール
- ②2017年4月26日付けで、愛媛県〇〇課から①の差出人あてに送付した、「職員の所属部署と役職について」と題するメール
- ③2017年4月27日付けで、愛媛県〇〇課あてに送られた、「Re：職員の所属部署と役職について」と題するメール
- ④2017年4月28日付けで、愛媛県〇〇課から③の差出人あてに送付した、「参考人陳述について」と題するメール
- ⑤2017年4月30日付けで、愛媛県〇〇課あてに送られた、「Re：参考人陳述について」と題するメール
- ⑥2017年5月2日付けで、愛媛県〇〇課あてに送られた、「Re：参考人陳述について」と題するメール
- ⑦2017年5月2日付けで、愛媛県〇〇課から⑥の差出人あてに送付した、「職員の異動先及び職名について」と題するメール
- ⑧2018年7月16日付けで、愛媛県のWEBサイトに送られた、「〇〇の犯罪」という件名の問い合わせ
- ⑨2018年7月27日付けで、愛媛県〇〇課から⑧の差出人あてに送付した、「お問い合わせの件について」と題するメール

#### **2 非公開とした部分**

本件公文書のうち、非公開とした部分は、①から⑨に記載されている個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスである。

#### **3 本件公文書を公開決定（部分公開）とした理由**

本件公文書の黒塗り部分については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2項第1号に規定する非公開情報であるため、条例第8条第1項に基づき、非公開情報を除いた部分について、公開したものである。

### **第4 審査請求の内容**

#### **1 審査請求の理由**

当該公開請求に係る公文書には、公開請求書に記載された件名に該当する公文書の一部が欠落している。

条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、請求書の件名に該当する一切の公文書を公開しなければならない。

#### **2 審査請求人の反論**

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書は〇〇の犯罪に関する文書である。

実施機関は、「条例第8条第1項に基づき、非公開情報を除いた部分について、公開したものである」と主張する。

しかしながら、本件公開決定に係る対象文書の件名は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であることから、仮に対象文書が〇〇の無罪を立証するものであっても、本件公文書は〇〇の犯罪に係る書証となるものである。これは、条例第7条第2項第1号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、個人に関する情報から除外されるものであるから、すべてを公開する必要がある。また、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由がある事は当然であり、実施機関は条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）に基づき、当該文書を公開しなければならない。

したがって、「条例第8条第1項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開した」という本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。

(2) 本件公開請求に係る対象文書の一部しか公開されていない。

実施機関は、弁明書の「2 公文書公開決定に係る対象文書の内容について」の「(1) 本件公文書について」で、本件公文書を①から⑨までの合計9件としている。

その内容は2017年度以降に愛媛県庁のWEBサイト kohokocho@pref.ehime.jp (以下「広報広聴課」という。) 及び、〇〇課 (以下「〇〇課」という。) が送受信したメールであり、主務課は当該メールを本件公開請求に係る対象文書と認識している。

しかしながら、本件請求者による対象文書の正式な件名は「平成27年7月から現在に至るまでに、県庁に届いた」「これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」であり、主務課が当該文書と認識したものと同じ条件に合致する文書は他にも多数存在する。主務課がこれらの文書を正当な理由なく選別し、2017年度以降の文書のみを対象文書として抽出し、それ以前の対象文書の存在を隠匿し非公開としたのは、組織的な隠蔽を図るものである。

よって、本件公文書公開決定により部分公開された9件を除外した当該文書の内容を、以下にリスト化して示す。これらの文書が本件公開請求に係る対象文書であることは明らかであり、実施機関は速やかに当該文書に係る一切の文書を公開しなければならない。

ア 愛媛県庁あてに送られたメール (送受信の年月日、宛先、件名の順)

- 2015.7.9 広報広聴課 「〇〇市プールの安全管理」
- 2015.7.22 広報広聴課 「相談者の個人情報の取扱い」
- 2015.7.31 広報広聴課 「〇〇市プールの安全管理」
- 2015.7.31 広報広聴課 「市プールの遺失物管理」
- 2015.7.31 広報広聴課 「県庁職員による個人情報の漏洩」
- 2015.8.12 〇〇課 「Re:県庁職員による個人情報の漏洩」
- 2015.8.27 広報広聴課 「情報公開制度について」
- 2015.9.1 広報広聴課 「〇〇市プールの遺失物管理」

2015.9.1	広報広聴課	「〇〇市プールの安全管理」
2015.9.10	広報広聴課	「Re:情報公開制度について」
2015.9.12	広報広聴課	「Re:情報公開制度について」
2015.9.16	広報広聴課	「Re:情報公開制度に対するお問い合わせについて」
2015.9.17	〇〇課	「Re:〇〇市プールの安全管理について」
2015.11.23	広報広聴課	「愛媛県内プールの無資格の救護員について」
2015.12.10	〇〇課	「〇〇に個人情報をばらされました」
2015.12.23	〇〇課	「Re:公文書の公開について」
2016.1.11	〇〇課	「〇〇と〇〇の懲戒請求」
2016.1.31	〇〇課	「〇〇と〇〇の懲戒請求」
2016.10.30	〇〇課	「〇〇と〇〇の犯罪」
2016.10.30	広報広聴課	「〇〇の職員・〇〇と〇〇の犯罪」
2016.11.13	〇〇課	「〇〇の犯罪を糾す」
2016.11.26	〇〇課	「犯罪者の〇〇」
2016.12.4	広報広聴課	「〇〇の犯罪の証拠その1」
2016.12.18	広報広聴課	「〇〇に個人情報を漏洩された証拠その2」
2017.1.6	〇〇課	「Re:〇〇市プールの安全管理について」
2017.1.9	〇〇課	「Re:〇〇市プールの安全管理について」
2017.2.26	〇〇課	「Re:審査請求に係る口頭意見陳述の確認について」
2017.3.8	〇〇課	「Re:審査請求に係る口頭意見陳述の日程調整等について」
2017.4.11	〇〇課	「Re:審査請求に係る口頭意見陳述の日程の再調整等について」
2017.5.25	広報広聴課	「審査請求に係る口頭意見陳述の件」

#### イ 愛媛県庁から差出人あてに送付したメール

2015.7.21	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2015.7.28	〇〇課	「相談者の個人情報の取扱いについて」
2015.8.31	〇〇課	「県庁職員による個人情報の漏洩について」
2015.8.31	広報広聴課	「情報公開制度について」
2015.9.24	広報広聴課	「情報公開制度に対するお問い合わせについて」
2015.9.11	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2015.9.11	〇〇課	「〇〇市プールの遺失物管理について」
2015.12.4	〇〇課	「愛媛県内プールの無資格の救護員について」
2015.12.22	〇〇課	「公文書の公開について」
2016.1.8	〇〇課	「公文書の公開について」
2016.1.26	〇〇課	「職員の懲戒処分について」
2016.2.15	〇〇課	「お問い合わせについて」
2016.11.11	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2016.11.25	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2016.12.28	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2017.1.6	〇〇課	「〇〇市プールの安全管理について」
2017.2.23	〇〇課	「審査請求に係る口頭意見陳述の確認について」

2017.3.7	〇〇課	「審査請求に係る口頭意見陳述の日程調整等について」
2017.3.13	〇〇課	「審査請求に係る口頭意見陳述の実施時期について」
2017.4.10	〇〇課	「審査請求に係る口頭意見陳述の日程の再調整等について」

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成27年7月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のもみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスで、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第1号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、本件公開請求に係る対象文書の一部しか公開されておらず、また、条例の解釈適用を誤った違法な処分であることから、本件処分を取り消し、請求書の件名に該当する一切の公文書の公開を求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 非公開とした部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、本件公文書①～⑨に記載している「個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス」であり、これは、条例第7条第2項第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と解され、非公開とすることは妥当である。

#### (2) 条例第7条第2項第1号イ及び条例第9条該当性について

審査請求人は、対象文書は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であり、公にすることが必要であると認められる情報として条例第7条第2項第1号イに該当し、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、本件公文書で非公開とした部分（個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレス）を公開することにより保護される利益が、非公開とすることにより保護される利益を優越するとは言い難い。

また、審査請求人は、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由があるため条例第9条に基づき、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、こちらも本件公文書の内容からすれば、公益上特に必要があるとは認められず、実施機関の主張は妥当である。

### (3) 本件公文書の対象範囲について

実施機関は、本件公文書の保存期間を1年と定めており、2016年度（平成28年度）以前分については保存していない。

また、審査請求人が反論書にリストアップしている2017年度（平成29年度）分については、そもそも内容が口頭意見陳述の日程調整であり、職務に関する苦情等ではないため請求の対象外であるとの主張は、合理性が認められる。

### 3まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年月日	処理内容
平成31年1月11日	諮詢、実施機関から弁明書を受理
平成31年1月16日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
令和元年5月16日	審査会（第1回審議）
令和元年7月29日	審査会（第2回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会長
武田 秀治	弁護士	
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	